

第478回（臨時）福崎町議会会議録

平成30年5月30日（水）
午前9時30分開 会

1. 平成30年5月30日、第478回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	松岡秀人	8番	山口純
		9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（1名）

2番 柴田幹夫

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅佳 主 査 塩見 浩幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(福崎町町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第24号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 質疑
- 第 7 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告

- 第 4 議案第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(福崎町町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第 2 4 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 質疑
- 第 7 討論・採決

1. 議案件名

- 議案第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(福崎町町税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 2 4 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
第 4 7 8 回福崎町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。
初夏の陽気を感じるとともに、爽やかな日差しが新緑に鮮やかに映える季節を迎えました。議員の皆様方におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。
なお、開会に先立ちまして、4月1日付で職員の異動があり、その内容についてはご承知のことと存じますが、このたび新しく上下水道事業管理者、技監、課長になられた方々からご挨拶を受けたいと思います。よろしく願いいたします。
- 上下水道事業管理者 4月1日付で新たに設けられました上下水道事業管理者を拝命いたしました。約2カ月が過ぎましたが、その責任の重さを改めて感じているところでございます。
人口減少社会の中で水道事業、下水道事業とも厳しい経営環境が見込まれますが、住民サービスの向上を基本に置いて、公営企業の特性を生かした効率的な事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。
今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 技 監 皆さんおはようございます。4月1日付で兵庫県庁からまいりました吉栖雅人と申します。微力ではございますが、駅周辺整備事業を初め、町の活性化、また、福崎町の安全・安心の確保に向けて全力で取り組んでまいります。至らない点が多々あるかと思いますが、皆様、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 会 計 管 理 者 皆さんおはようございます。このたび、会計管理者を拝命いたしました小幡伸一と申します。行政運営を支える大切な公金をお預かりする者として、慎重かつ適正な公金の支出、そして管理に努めてまいりますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
簡単ではございますが、ご挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 上下水道課長 失礼します。4月1日の人事異動によりまして、上下水道課課長を拝命いたしました成田でございます。水道事業では、福崎町のおいしい水を安定的に供給していくこと、下水道事業では、トイレの水洗化となる快適な生活を提供していくこと、雨水対策事業では、大雨から住宅地の浸水被害を守っていくことなど、一生懸命頑張っておりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、

議 よろしく願いいたします。

長 ありがとうございます。

さて、本臨時会に提案されます案件は、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）及び議案第24号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての議案、計2件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本臨時会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しております。

よって、第478回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

本日の会議に柴田議員から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

また、事務局並びに総務課から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可しております。

ただいまから、第478回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

1番、松岡秀人議員

9番、牛尾雅一議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

第477回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

4月5日、文化センターにおいて、老人大学神崎・福寿学園開講式が開かれ、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。

5月10日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開かれ、

議長が出席いたしました。

5月13日、福崎東中学校において、福崎町消防団消防操法大会が行われ、議長ほか議員多数が出席いたしました。

5月25日、エルデホールにおいて、福崎町戦没者追悼式が挙行され、議長ほか議員多数が出席し、議長が追悼の言葉を述べてまいりました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で議会活動報告を終わります。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）及び議案第24号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆さん、おはようございます。

第478回福崎町議会臨時会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

風薫る爽やかな新緑の季節ではありますが、全国ではちらほら梅雨入りの報道も聞こえてまいっておるところであります。

13日の消防操法の町大会では、あいにくの雨となりましたが、演技する分団員の皆さんの姿に、日ごろから安全・安心のまちづくりに取り組んでいる私は、非常に心強いものを感じました。今年度は全国大会が開催されます。過去の成績同様の栄冠を目指し、厳しい練習の日々が続くとは思いますが、我が福崎町の代表としてご健闘を期待しているところであります。

本年度から保険制度は大きな転換期を迎えました。特に国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤をなす制度といたしまして、地域住民の健康の保持、増進、生活の安定に重要な役割を果たしてきました。この制度を将来にわたって堅持し、持続可能な社会保証制度を構築するとして、これまでの国民健康保険は各市町村が単独で運営してきましたが、本年度から、市町村と都道府県が共同で運営する制度となりました。国民健康保険事業の財政運営主体が、この法改正により都道府県に移行します。これまで本町では食育事業や健康づくり事業の推進により、医療費を抑え、税率をできるだけ低く据え置いてまいりましたが、被保険者数の急激な減少や今回の制度改正により、保険税負担等の平準化が進められることから、税額を上昇せざるを得ない状況であります。今年度は制度改正の初年度でもあります。県の対応等を十分踏まえ、被保険者の税負担が急激に増加することをできるだけ抑制するよう、国保財政調整基金を活用して、激変緩和を図る等により、新制度への円滑な移行を進めていく所存であります。

今臨時会に提出しています議案は、国民健康保険税条例の一部改正ほか、計2件でございます。議案第23号、専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律の成立を受け、3月31日に専決処分した福崎町町税条例等の一部を改正したことについて承認をお願いするもので、その改正の主なものは、働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振りかえること、また、その上限額を引き下げることにより、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しするための改正のほか、大きな税率格差の存在する加熱式たばこ紙巻きたばこの課税方式の見直しと、たばこ税そのものの段階的引き上げなどが主な改正となっております。

議案第24号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の改正により、今までの賦課方式を現行の4方式から資産割を廃止し、3方式に改正するとともに、税率の見直しを行うものであります。

詳細な説明は担当課長が行いますので、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。
これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 議案第24号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第4、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）及び日程第5、議案第24号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 議案第23号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の改正は、平成29年12月22日に閣議決定された、平成30年度税制改正の大綱に基づく地方税法や同法施行規則など上位法令の改正に基づくものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

今年度の条例改正も、細々とした改正箇所が非常に多いのですが、町民の皆様の生活に特に影響が深いと思われる2点についてご説明申し上げます。

1点目は、個人所得課税の見直しです。議案第23号資料1ページをごらんください。

安倍内閣の大きな施策の一つである働き方改革を受けて、昨年の配偶者特別控除の見直しを皮切りに、今回は給与所得控除や公的年金等控除が見直されることになりました。これらはいわゆる必要経費に当たるもので、給与や年金の場合、一定の計算によって収入額との差し引きで給与所得や公的年金所得を算出します。これらをあらわしたのが1ページ左側のグラフで、上段が給与所得、下段が公的年金等所得を示しており、いずれも点線の折れ線が改正前、実線が改正後となります。例えば、上段の給与の場合、横軸、給与収入が660万円ですと、改正前では給与所得は括弧書きの474万円だったのですが、改正後では、縦軸、給与所得484万円となり、所得が10万円増えます。

同様に下段の年金でも、横軸の公的年金等収入が770万円ですと、改正前では年金所得は括弧書きの576万円だったのですが、改正後では、縦軸、公的年金等所得の586万円となり、所得が10万円増えます。

これとは別に基礎控除が所得税で改正前38万円だったものが、改正後48万円に、個人住民税で改正前33万円だったものが、改正後43万円になり、これらはどちらも所得を10万円ずつ減額します。

これらの改正で、大半の人がそれぞれ相殺されることにより、控除額に差はなくなります。1ページ上段の場合、給与所得金額が横軸のゼロ円から850万円までの場合は、控除額が相殺されるか、もともと非課税で税額には影響がなく、850万円以上の人は増税となります。

また、下段の年金の場合、公的年金等収入額がゼロ円から1,000万円まで

の場合は、控除額が相殺されるか、もともと非課税で税額に影響はないのですが、1,000万円以上の人は増税となります。

このページの右側のグラフでは、先ほど申しました、10万円増額した基礎控除の額を納税者本人の収入額により段階的に減額する制度の新設を説明しています。

上が所得税では、従前の基礎控除は本人の所得には関係なく、一律38万円だったのですが、これが48万円に増額された上で、給与収入が2,595万円を超えると、3分の2の32万円、2,645万円を超えると、3分の1の16万円、2,695万円を超えるとゼロとなります。

個人住民税でも、一律33万円だった基礎控除が43万円に増額された上で、所得税と同様の所得段階で29万円、15万円、ゼロと段階的に減額していきます。

これらの改正は、平成32年度分の所得税、個人住民税では、1年遅れの平成33年度分から適用されます。

2点目は、たばこ税の見直しです。資料2ページをごらんください。

平成30年10月1日から、平成33年10月1日までの間に、3段階で国、地方合わせて1本当たり1円ずつ、合計3円引き上げ、1箱20本当たり60円引き上げられます。上段の表中、市町村たばこ税では、現行で1,000本当たり5,262円を、平成30年10月1日に5,692円、平成32年10月1日に6,122円、平成33年10月1日に6,552円と、430円ずつ、合計1,290円、1本当たり1.29円の引き上げとなります。

また、加熱式たばこの課税方式の見直しも同時に行います。現行では、加熱式たばこは刻みたばこに分類され、葉たばこの重量のみから紙たばこの本数に換算した上で、このページ上段の現行税率表に当てはめて、税額を算出していました。しかしながら、この方法では、製品によっては加熱式1本当たりの税額が、紙巻きたばこの14%から78%に換算されるという大きな開きがありました。これを是正するため、葉たばこの重量と、加熱式たばこの価格から、紙巻きたばこの本数に換算する方法を採用することになります。これによって、どの製品であっても、紙巻きたばこの70%から90%ぐらいの税額となります。この表のように、平成34年10月1日まで5段階で見直していきます。

これらの2点が主な改正となります。その他の改正点は、資料3ページから31ページまでの新旧対照表でかいつまんでご説明いたします。

資料3ページ、第1条関係の規定中、第23条の改正規定は、第48条の改正で大法人の法人の町民税の電子申告を義務づけしますが、法人でない社団等についてはその対象外とする規定です。

同じく資料3ページ、第24条の改正規定は、非課税措置の所得要件を10万円引き上げるもので、所得、給与所得控除や公的年金控除を10万円引き下げたことに対応するものです。10万円はそれぞれ相殺され、結果的にはプラスマイナスゼロで非課税となるべき収入額は現行と変わりなくなります。

資料4ページ、第34条の2の改正規定は、冒頭1ページで説明しましたように、基礎控除の対象となるのは合計所得が2,500万円以下の納税義務者に限るとする規定です。3分の1ずつ段階的に減額していく規定は、地方税法の規定に委ねています。

同じく資料4ページ、第34条の6、改正規定は、同様に調整控除の対象となるのも合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者に限るとする規定です。

資料7ページから8ページまで、第48条の改正規定のうち、第2項と第3項

の追加は、いわゆるタックスヘイブン税制により、外国子会社合算税制の適用を受ける場合に、外国子会社が当該外国においても課税されている場合には二重課税となるため、内国法人の法人税、地方法人税から控除するのですが、控除し切れない額がある場合には、残った額を法人町民税から控除するという規定です。

資料 9 ページ、第 48 条の改正規定のうち、第 10 項から第 12 項までの追加は、資本金 1 億円以上の大法人に対する法人町民税申告書の電子情報処理書式による提出義務を課すものです。

資料 10 ページから 11 ページまで、第 52 条の改正規定のうち、第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項の追加は、いったん減額の更生をした後に、再度増額の更生があったときには、その期間は延滞金の計算期間から控除する旨の規定です。

資料 11 ページから 15 ページまで、第 92 条から第 98 条の改正規定は、冒頭に説明しました資料 2 ページの町たばこ税関係の改正です。

16 ページ、附則第 5 条の改正規定は、第 24 条と同様、町民税非課税限度額を 10 万円引き上げるものです。

資料 16 ページから 18 ページまで、附則第 10 条の 2 の改正規定は、固定資産税の課税標準の特例を定めたものですが、上位法令の改正により、参照条項番号が改められ、それに対応するもののほか、生産性向上特別措置法の成立により、中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を対象に、その課税標準を 3 年間ゼロにする特例を追加するものなどです。

資料 21 ページから 24 ページまで、附則第 11 条から第 15 条までの改正規定は、現行の規定では平成 29 年度までで終了する固定資産税の課税の特例を 3 年間延長する等の規定です。

資料 25 ページ以降、第 2 条から第 6 条の規程は、主に資料 2 ページの町たばこ税の税率の段階的見直しと、加熱式たばこの課税方式の段階的見直しに関する規定です。

以上の説明のほか、法制上の文法や用語の整備など、幾つかの文言の整備も同時に行います。

この議案第 23 号は、地方税法の一部を改正する法律が国会において成立、平成 30 年 3 月 31 日に同法施行規則と合わせて公布されたのに伴い、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたことをご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第 23 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 24 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

平成 27 年に成立した、持続可能な医療保険体制を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営と効率的な事業展開を行うこととなりました。これまで、市町村で必要な医療費などを推測して、国民健康保険税を定め、賦課徴収を行ってきましたが、これからは県が算定し、示す事業費、納付金を支払うために、市町村が保険税率を定めて、賦課徴収する仕組みへ変わります。

このような中、平成 30 年度の当初予算は、兵庫県が提示する標準保険税率を参考に、医療、後期、介護分の賦課方式について見直しを行い、資産割を廃止し、一般会計からの法定外繰入は行わず、財政調整基金を少しずつ取り崩し、激変緩和を図りながら、被保険者には数年をかけて緩やかな負担増を求めていくという方針に基づき作成しました。

基金の取扱については、1月、2月の保険給付の実績次第では見直しがあるという可能性を残しながらも、県営化後の将来負担の補填に当てるため、1,500万円の取り崩しを行い、1世帯当たり約1万5,000円の増額改正を前提とした予算とし、3月議会において可決をいただいたところです。

議案第24号説明資料の1ページ、2ページをごらんください。説明は、資料中の網掛け部分を中心に行っていきますので、ご参照ください。

平成29年度の出納閉鎖を間近に控え、国保会計の決算見込が固まってきたところで、平成30年度の当初予算作成時から状況が幾らか変わってきています。歳入では、滞納繰越分の保険税で合計約250万円、療養給付費で約2,000万円、調整交付金で約1,350万円の増収見込みとなり、ほかの科目での減額要素もありますが、それでも歳入全体で予算現額に対し約3,000万円の増収の見込みとなりました。

一方、2ページの歳出では、2月分の療養給付費が前年実績よりも10%以上も過剰となり、予備費を充当しながら予算額のほぼ全額を執行した結果、歳出全体で約150万円の剰余金見込みとなりました。これにより、収支差引額は約3,100万円となる見込みです。翌年度繰越分を差し引いて積み立てると、約1億1,000万円の基金残となり、結果的に本年度は基金保有高を減らすことなく、決算ができる見込みであります。このため、平成30年度当初予算では、1,500万円の基金取り崩しを見ていましたが、これに1,000万円を加え、総額2,500万円の基金を取り崩し、被保険者の急激な負担増を緩和し、新制度への円滑な移行へ努めます。

また、上位法令の改正により、低所得者対策である国民健康保険税の軽減の制度において、軽減判定所得を見直し、軽減対象となる世帯の拡大を図る改正も同時に行います。

これら改正の概要については、6ページから7ページにお示ししておりますが、初めに税率改正根拠について、ご説明いたします。3ページの資料をごらんください。

こちらでは、(1)基礎課税分、医療分についてお示ししています。3ページ左上段(1)税率等をごらんください。左の列には現行税率、右の列には改正案の税率を掲載しています。所得割、現行税率5.7%を、改正案6.3%に、資産割5.0%を廃止、均等割1万9,200円を2万3,500円に、平等割1万4,000円を1万7,000円に改正します。賦課限度額も54万円から58万円に4万円増額します。

次、その右、(2)基礎数値をごらんください。こちらは平成30年4月1日現在の基礎数値をもとに、年度平均値を計上しています。一般の世帯数は2,440世帯、退職の世帯数は10世帯、一般の被保険者数は4,050人、退職の被保険者数は30人です。

次にその下、左側をごらんください。積算内訳と題した表の一番右下が、現行税率で試算した場合の調定見込額で、2億1,593万円となっています。中央部分は改正案の税率で計算した場合の調定見込額で、2億3,955万円となりました。この調定額の差は、一番右側の表の右下、2,362万円となります。

一番下段の表をごらんください。一世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。現行税率では、一世帯当たり調定額は8万8,135円、改正案では、一世帯当たり調定額は9万7,776円となり、その差は9,641円となっています。

次に、現行税率の1人当たり調定額は5万2,924円、改正案の1人当たり

調定額は5万8,713円となり、その差は5,789円です。

次に、4ページの資料をごらんください。こちらでは後期高齢者支援金等課税部分についてお示ししています。3ページと同様に、一番右の表が現行税率と改正案を比較した表となり、その右下、422万円が調定見込額の差となります。

一番下段の表をごらんください。先ほどと同様、一世帯当たりの調定額及び1人当たり調定額をお示ししています。一世帯当たりでは1,723円の増、1人当たりでは1,034円の増となっています。

次に、5ページの資料をごらんください。こちらでは介護納付金課税部分です。3ページと同様に一番右の表が現行税率と改正案を比較した表となり、その右下、マイナス108万円が調定見込額の差となります。

一番下段の表をごらんください。同様に、一世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。一世帯当たりでは1,200円の減、1人当たりでは1,000円の減となっています。

ここで、3ページに戻っていただき、ページの一番右下、医療分プラス後期高齢者支援分、介護保険分と記載してある表をごらんください。こちらは、3ページから5ページにわたる医療分、後期高齢者支援分、介護保険分の合計額の現行税率と改正案との差を比較しています。全体では、一世帯調定額は1万164円、1人当たり調定額では5,823円の負担増となります。

次に、6ページ上段の表をごらんください。3ページから5ページまでにお示しした改正案を表にあらわしたものです。上段に改正後の税率または金額、下段には改正前の税率または金額を記載していますので、ご確認ください。

次に、このページ下段の表をごらんください。税の軽減につきましては、所得基準が条件に該当している方について、均等割額、平等割額について、それぞれの割合で軽減いたします。先ほど、上段の表でお示ししましたが、医療保険分、後期高齢者支援分のそれぞれの均等割額、平等割額が変更になるため、軽減額も変更となるものです。

1行目には通常の税額、Aには7割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Bには5割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Cには2割軽減が適用されたときの軽減後の税額をお示しし、また、上段に改正後、下段に改正前の税額をお示ししていますので、お目通しください。

次に、7ページをごらんください。ページ右側①の課税限度額の改正は、基礎課税分に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に4万円引き上げます。これにより生じた金額により、中所得者層の被保険者の負担軽減を図ります。②の5割軽減、2割軽減の基準額の見直しの図は、前ページの下段の表の2列目、世帯の所得の金額の欄のB、5割軽減、C、2割軽減のところで、2段書きしている部分を図で説明しています。軽減判定所得を5割軽減では1人当たり5,000円、2割軽減では1万円増額することで、グラフのように5割軽減、2割軽減の色の濃い部分が広がり、軽減の対象となる世帯が拡大します。7割軽減は従来どおりです。

資料8ページには、国民健康保険運営協議会においていただいた答申書、資料9ページには、国民健康保険税改正の推移をお示ししていますので、ご参照ください。

条例の改正部分は、資料10ページから15ページまでの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

以上で議案24号の提案説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第6 質疑

- 議 長 日程第6は、議案に対する質疑であります。
- それでは、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第24号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
- 5 番 まず最初に、平成29年度の基金の保有が1億1,000万ということだったんですけれども、これ30年度の見込みとしては、基金残高は幾らになるんでしょうか。
- 健康福祉課長 議案第24号説明資料の2ページ下段をごらんいただきたいと思います。こちらを見ていただきますと、平成29年度決算時の保有額は約7,900万円となる見込みでございます。剰余金、その右上に表示をしておると思うんですが、剰余金の約3,100万円を積み立てますと、約1億1,000万ということになる見込みでございます。
- 5 番 30年度末です。例えばこの今回1,500万から2,500万円使用し、その後、何か他に使われるのかということなんですけど。
- 健康福祉課長 ただし年度内におきまして、町の激変緩和策としまして、当初1,500万円としておりました基金の繰入を追加で1,000万いたしまして、2,500万といたします。それから、国庫等償還金といたしまして、2,000万円を見込んでおりまして、実際の保有額としては約6,500万円と見込んでおります。
- 5 番 といいますのも、今回県のほうから1,000万円の激変緩和措置ということで出ておりますけれども、これは今後の見通しは何か出ているんでしょうか。
- 健康福祉課長 兵庫県の激変緩和措置につきましては、当初から二転三転をいたしまして、平成30年度におきまして、福崎町は約1,000万円というふうになりました。これも含めた税率となつてございます。この措置が明らかになった当初は、県のほうも年数を明らかに示しておったんですが、現在はもう単年度のみの提示となっております。そういう観点から、残念ながら平成31年度以降は不透明な状況となっております。
- 5 番 先ほど基金の保有が6,000万、来年度その基金が、激変緩和の県からの1,000万がないかもしれないと。基金残高が6,000万の中で、今回やったら2,500万とその県の1,000万、3,500万の激変緩和で対応されたということで、1世帯当たりが、本来であれば1万5,000円から1万円というふうに変ってきておりますけれども、今後のこの基金の運用も非常に難しい、やはり激変緩和をしていただくのには、今年度だけじゃないと思うんですね、やはり来年度、再来年度もやっぱりしていく中で、今回2,500万、非常に大きな額を出していただいているんですけれども、今後のその基金の使用方法に関して、どういったお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。
- 町 長 もう質問議員もご承知のように、このたびのこの改正につきましては、1期6年ということが厚労省のほうから示されておりました。兵庫県におきます分野につきましては、1期3年といったような形の中で示されたわけではありますが、それら等、激変緩和分については、今、担当課長の申しましたように、それぞれのところで明らかになっていない状態です。残された6,500万

の基金等々の活用は、これら等は少なくとも2年間は今の保険税率で行きたいというように思っておりますし、その先の話になりますと、これら等、その中におきます国民健康保険の運営状況に基づくような形の中で、決定されるものというように思っております。

いずれにいたしましても、健全財政を堅持しながらといったような形、また、一般会計からの繰入、繰出といったような形の分野につきましても、一般会計の健全なる財政運営を目指すというのでしょうか、目論見ながら、それら等については考慮の一つとして考えていかなければならないというように思っております。

議 長 ほかにございませんでしょうか。
7 番 資料6 ページ下の段、平成30年度国民健康保険税の軽減額案なんですけども、これに該当する世帯数、およそで結構です、どのくらいの方が該当されると予測されているのでしょうか。

税 務 課 長 軽減に該当する世帯は19世帯というふうにつかんでおります。
7 番 それは全てA、B、Cを含めてですか。

税 務 課 長 7割軽減は変更なしというふうに先ほど説明でも申しましたので、ゼロ世帯なんですけど、5割軽減が9世帯、2割軽減が10世帯、それぞれ増えるということになります。

議 長 ほかにございませんでしょうか。
1 1 番 この決算見込、29年度分ですが、トータルでやっぱりまた3,000万円出てきたということでありまして。いろいろ言われても、結局この3,000万円も出てくる。毎年こういう傾向に結果としてあるわけですが、これはどこかでやっぱり見込みがあったのに抑えていたというふうなことなんですか。

町 長 この分野、歳入におけます国庫分、保険給付費等々、これら等が見込みよりもたくさん入ってきたということになっております。これら等は医療費に基づくものでありまして、これら等につきましても、精算が毎年繰り返されるという事柄らでありますので、今年度、29年度にたくさん入ってきた分野につきましても、30年度補正予算を組ませていただいて償還していかなければならないという形になろうかと思っております。

1 1 番 この見込みから、さらに5月31日の出納閉鎖までの間に、まだどれくらいの変化を収支合わせて見ておられますか。

町 長 今日、明日、2日間だけでございますので、非常に頑張ったとしても、税の関係で過年度分が少し入るのか入らないのかといったような状況になろうかと思っております。ほぼここにお示ししております決算見込で確定していくものというように考えております。これら等をもとにした形の中で、このたびの税率改正をさせていただいているところであります。

1 1 番 それから、当初予算のときの資料と今回の議案とは若干違うんですが、当初予算のときの国保税推移の表というのがあるんですが、このときには医療分で、例えば所得割は6%というふうにあるわけですね。それが結局今回はさらに増えているということになっておるわけです。当初予算では、トータルして、税としては1世帯当たり前年度に比べて1万5,000円ぐらいアップしようという予算だったんですが、そこで、医療分で所得割6%、均等割で2万1,500円、平等割で1万6,100円というふうな数字が出ておるんですが、それが今回の数字では、さらに変わってきておるんですね。今言った数字より上がっているわけです。それがなぜ当初予算のときより5,000円、1世帯当たり平均で下げたということになるのかなという、このところの整合性がよくわからないわけなんですけれど、これはどういう計算に基づくものなのでしょうか。

税務課長 実はこの数年、国保の世帯数、被保険者数の減少が顕著になっています。平成27年度からの3年間で計算しても、1年当たりで約70世帯、被保険者数も約135人、1年間当たりで減少しています。当初予算の策定時には、今回の本算定時よりも、この程度多い世帯数、被保険者数から生じる世帯、所得割、課税標準を用いて算定しているため、一世帯当たり1万5,000円程度増額ということになりました。このたびの本算定では、平成30年度の見込みの世帯数、被保険者数から生じる、当初予算策定時よりもかなり低い所得割課税標準額を用いて算定しましたので、税率はアップしたのですが、世帯当たり、被保険者当たり調定額は、逆に減少するということになりました。

1 1 番 本算定ではその課税客体であるその収入総額等、それが低くなったということですか、仮算定よりも。それが単なる人数だけなのか、それとも、申告をとってみて、1世帯当たり平均の所得がずっと下がって、予定より低かったのか、その辺についてどうなんでしょうか。

税務課長 一世帯当たりの所得が下がったということとはございません。国保の世帯数、被保険者数が大きく減ったということが原因です。

1 1 番 それは本算定の、失礼、仮算定のときに、なぜその数字が見込めなかったのか、そのときにも若干減っていくということは言われておったと思うんですけど、なぜ仮算定でこんなに減ったのか、その点のその資料的なものはあるんでしょうか。

税務課長 3月議会するときにも説明で申しましたように、当初予算で使いました課税標準というのは、29年度の予算算定期限のものを使っておりますので、どうしても世帯数が今回よりも多い世帯数となっております。

1 1 番 そのことだけで医療分やら、あるいは後期支援分でこれだけの金額の差が出るんですか。余りにも、この3月議会で示された30年度の税率案よりも今回のほうが上がり方が大きいので、これで値上げを抑えたと言われても、ちょっとこの納得がいかない思いなんですけれど。

税務課長 平成30年4月1日時点の積算諸元で計算した結果こうなったものであります。

1 1 番 それはおかしいし、納得できませんね。それなら、予定より世帯数及び被保険者数が減ったということなら、医療費支出も当然減ってこなければならぬわけですが、今回は県営化で、県がもう負担金これだけ出せと言ってくるから仕方ないんだというふうに言われるでしょうけれど、被保険者の側からすれば、納得がちょっといきにくいですね、気持ちとしてはね。人数の算定が見込みより減ったんだということならば医療費総額も減ってくるのは当然ですね。それが歳出で見込まれないで、人数は減ったんだけど、出す分だけはもともとの多いときの人数のままで出せと言われても、これはちょっと納得がいかんいように思うんですかね。

健康福祉課長 まず、制度的な問題で、県が納付金をこれだけ納めなさいということで、必ず決めてまいります。それについて、町は標準保険料率を参考に、税として集めなければならないということがございます。やはりこう世帯、一番大きな原因はその制度の変更という点があると思います。いつも申し上げますが、国保の、福崎町の加入者の所得水準が高い、それから、医療費は確かに低いほうではありますが、それを押し並べて県は一定の水準化を目指しておりますので、そうなりますと、うちの町については不利になるということは認識をしております。

それから、議案の資料の、先ほど議員もおっしゃいました9ページをごらんいただきますと、推移を載せておるんですが、1人当たり医療費でいきますと、一番上から見ますと、どんどんどん伸びておる状況でございます、平成30

年度の案でお示ししております額では、28万8,701円となって、どんどん、例えば平成25年から見ますと、21.5%の増という状況となってございます。ただし、右の下、1人当たり調定額でいいますと、逆に25年度と比較しますと、30年度はまだマイナスの1.4%という状況でございまして、実際はこういうふうには医療費は伸びておる、被保数は減っておりますが、医療費は伸びておるといことがつかめますので、どうしてもそういう状況でありますと、今回示させていただいている案にならざるを得ないというふうを考えております。

1 1 番 今回このような、今、指摘をしたような件については、いろいろ説明はそちらの立場からされますけれど、例えばもう県が納付金を示してくるとい、してきたという、これは来年度の納付金の決定のときに、この30年度、福崎町が大きく世帯数、人数とも減ったというふうなことは、それは来年度の納付金が示されるときに加味されるのかどうか、その点についてはどのように聞いておられますか。

健康福祉課長 まだ31年度の納付金につきましては、全然情報がございません。県のほうもこの30年度の制度改正、初年度でございまして、その状況を見ながら、各市町に納付金を賦課しておるわけでございますから、その状況を見ながら、31年度の納付金の算定、それから各市町の標準保険料率の算定に入っていくというふうに思っておりますので、今お答えできる段階にはございません。

1 1 番 先ほど、福崎町は県下でも所得の高いほうなんだというふうに言われましたけれども、私の認識では、福崎町の国保加入世帯は、その所得はだんだんと下がってきておるといいうふうに思うんですね。毎回決算のとき、9月議会にそのランク表が出されますけれど、その記憶でいっても、低所得層のほうにずっとこう割合が膨らんでいってるといいうふうな認識なんですけど、どうでしょうか。例えば、前年度で示されたと思いますが、所得ゼロ世帯が全体の約40%、それを含んで100万以下の世帯が約70%という、この数字は今回はどうなっておるのでしょうか。

健康福祉課長 先ほど申しあげました件につきましては、県の出す資料でございまして、町が実際に調べてはおりませんが、県下で41市町中12位、13位というあたりの所得水準であるということで、28年度の実績だったと思いますが、そのようになつてございまして、県下で見ればやはり高いほうだといいうふうに資料としては出ております。

1 1 番 私が聞いたのは県下比較ではなしに、福崎町の今年の申告をとって見て、今回この税算定、本算定をやられておるわけですから、その傾向を聞いたわけです。

税務課長 今、議員がおっしゃられる所得ゼロであるとか、100万未満であるとかの割合というのは、まだ資料としては持っておらないのですが、仮にそれが増えたとしても、そんなびっくりするほど増えてはいないと思います。最初も言いました、この所得割の課税標準が下がったときにも申しましたように、一世帯当たりの所得がそんなに大きく下がったということはないと思います。

1 1 番 増えることはあるという見込みなんですか。今の説明だったら、これが増えたのかと思うわけです。所得がずっと、さらに去年よりも増えたのかという、そういう傾向なのかという、どっちなんだといいうことを聞いておるんです。

税務課長 増えていると思います。

1 1 番 そうですか。それは後で資料でもし示せるなら示していただいて議論したいところなんですけど、そんなに増えておるのかなといいうふうにちょっと疑問に思います。

今回のこの議案に説明に都合のいいような言い方ばかりされても、これはど

うも納得がいきません。結果として、1億1,000万円の基金が29年度末で残るということになれば、3,000万余りの差が出てくるわけですね。これらの差が出てくるとすれば、これはやっぱりそのうちの1,000万円ということじゃなしに、これを活用して値上げを抑えるべきだというふうに思うわけですね。今回は特に資産割が完全になくなりますので、個々の被保険者によって、その世帯によって平均よりも大きな幅で上がる人、余り上がらない人、いろいろこの変動幅が個々の差が非常に大きくなると思うんですね。そういう時期だけに、今回の値上げは避けるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

町長 今回のみ下げるといったような形はなかなかとりにくいと思うんです。県から納付額が決められた場合、標準のこういったような形の中での分野の保険料率等々も示されてくるわけでありまして、それら等を合わせた形の中におけます分野につきましては、私どもは財政調整基金を大事に使いながら、これら等に対応していきたいというように思っているわけでございます。上げたり下げたりといったような形はとりたくないという形でありまして、このたびの分野につきましては、財政調整基金を使わせていただき、先ほども申し上げましたように、次年度激変緩和分がなくなったとしても、これら等基金を活用しながらといったような考え方も頭の視野に入れておるといったような形でお示しをさせていただいているところであります。

1 1 番 いろいろお聞きをしたいことがほかにもありますが、細かな点は別にいたしまして、その姿勢として、経営するという、その安定経営という立場ではなしに、もう少しこの被保険者の生活実態という立場に立ってほしいというふうに思うんですね。その線の整合性はやっぱり考えていただかないと、こんなふう to 今のよ
うな説明がずっとされながら、結果として基金が毎年膨らんでいくというふうな
ことになりますと、年度末基金残高が膨らんでいくということになりますと、こ
れはやっぱり姿勢として問題ではないかというふうに感じます。これ町長がふだ
ん言っておられることと若干違うんじゃないかというふうに思うんですが。

町長 収支差額、そういったようなものが、歳入歳出の差額分が2万円だけ残して基金に積み立てられるということで、構造的な形の中で国保税における分野につきましては、国民健康保険条例に基づくもので基金に積立をさせていただいているところであります。議員の言われるとおり、国保につきましては構造問題が出てまいっております。これら等を含んだ形の中で国保制度改革そのものがおかしいのではないかとといったような形の中で、国のほうでも論議をされたわけでありま
すけれども、このたびの分野につきましては、こういったような形、安定的なも
のを引き出すといったような形の中での改正になりました。それら等を踏まえな
がらという形で、今議会における分野で国保税率の改正をさせていただこうとい
う考え方でありまして、基金の活用のあり方、また、激変緩和分につきましても、
この30年度はこういったような形であらわしておりますけれども、31年度の
分野はまだ未定といったような形であります。ある一定の部分で推移を見守りな
がら検討を加えさせていただかなければ、推定ばかりでそういったような事柄の
運営はなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を終結いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。再開は10時55分とさせていただきます

ので、よろしく願いいたします。

◇

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 53 分

◇

議 長 少し早いですけれど、再開したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

日程第 7 討論・採決

議 長 日程第 7 は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第 23 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）及び議案第 24 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、会議規則第 39 条第 3 項の規定に従いまして、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）及び議案第 24 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、議案第 23 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第 23 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 23 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 24 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、議案に対する反対者の発言を許可いたします。

1 1 番 議案第 24 号に反対の立場を表明させていただきます。

基本的な立場は 3 月議会での討論で述べさせていただきました。国民健康保険は国民皆保険の基本であり、その精神は社会保障であります。加入者は高齢化、無職、非正規雇用など、低所得層が増えてきています。病気になる率も高く、社会保障としての役割がますます大きくなっているものであります。都道府県営化は市町村の枠を超えた助け合い事業にしようとするもので、断じて容認できるものではありません。福崎町の場合、所得ゼロ世帯が 40%、それを含めて 100 万円以下の世帯が 70% を占めるのが状況であります。1 世帯平均約 1 万円の引き上げで、15 万 1,000 円を超える保険税は、生活を圧迫するものであります。特に今年度から資産割がなくなり、被保険者個々に変動が予測をされるとき

だけに、今回の引き上げは納得のできないものであります。

平成29年度最終予算に対する決算見込による収支残高は、約3,000万円のプラスとなっています。これを活用すれば、値上げはしなくてもよいこととなります。地方自治法では、第1条の2で、住民の福祉の増進を図ることを基本とするように、自治体に求めているのであります。ためこみを増やし、増税を図ろうとするのは、地方自治体のとるべき姿ではないと思います。住民生活に思いをはせ、寄り添う姿勢が必要ではないでしょうか。

以上、再考を求め、討論といたします。

議 長 次に、議案に賛成者の発言を許可したいと思いますが、ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第24号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で第478回福崎町議会臨時会の日程を全て終了いたしました。

よって、本臨時会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第478回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集賜り、提案のありました議案に対し、慎重に審議いただき、それぞれ適正妥当なる結論をいただきました。また、議事の運営につきましても格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

月が変わりますと、定例会が控えております。皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議会活動と議員活動と町政発展のため、ご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

閉会に当たりますて、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第478回福崎町議会臨時会の終わりに当たり、ご挨拶をさせていただきます。

本議会の分野につきましては、2案でありました。専決処分の承認を求めることについてということで、町税条例の改正に基づくものでありまして、上位法令の事柄でありますので、これら等につきましては、それぞれ意見がございませんでした。

議案第24号の国民健康保険税条例の関係であります。これは反対者の言葉にもありましたように、激変緩和を含めた形の中、国保のこれら等構造的な改革等々の必要性があるのではないかと、私自身も考えておるところでありますけれども、なかなかそれら等を発言する機会はありません。一般会計からの繰出、繰入といったような形も今まではとっておったわけでありまして、それも低所得者対策に対する部分といったような形で対応させていただいておりました。このたびの分野につきましては、そういったような形の中における分野で、財政

調整基金を使わせていただきながら、激変緩和に備えつけるという形になっているわけであります。

保険料の平準化の名による住民負担増を食いとめるといったような形等々も含めて、今後における分野については考えていかなければならないというところがあります。兵庫県におけます分野につきましては、兵庫県がどのようにイニシアチブを発揮していただけるのかといったような項目も非常に大事ではないかというように思っているところであります。

年金生活者が加入する国保、そういったような低所得者層が多いというのは、構造的な形になっておりまして、それら等も踏まえた形の中での必要性はあるというように考えているところであります。

いずれにいたしましても、今回いただきましたご意見を含め、それら等構造的なものも含めながら、検討を加えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。閉会の挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにご苦勞さまでございました。

議長 それでは、これもちまして閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成30年8月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一